

# ゾーン30

平成 26 年 1 月から下記の赤色で着色している区域（「ゾーン 30」区域※第三小学校付近）の道路が、最高速度 30 キロの交通規制区域となりました。

「ゾーン 30」とは、通行車両の速度抑制と抜け道としての利用を減少させ、住宅地や通学路などの生活道路における交通事故を減らすことを目的としています。

「ゾーン 30」区域の入口には、緑のカラー舗装に白字で「ゾーン30」の標示、規制標識を設置しています。

児童・生徒および住民が安心して通行できるよう、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

<問い合わせ先>

道路課道路整備班 (☎ 63 - 1111 内線 221、222)

